

**鳥取県告示第 224 号**

鳥取県土地利用基本計画を平成19年3月7日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中、鳥取市、八頭町、若桜町及び智頭町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに鳥取市都市整備部都市計画課、八頭町企画人権課、若桜町自立政策課及び智頭町建設農林課に備え置いて縦覧に供する。）